

児童扶養手当をご存知ですか？

児童扶養手当とは、ひとり親家庭や父母がいらないため父母以外の方が児童を養育する場合などに、生活の安定と自立を支援し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

対象となる方

次の条件に当てはまる「児童」を監護している父または母、もしくは養育者（祖父母など）

①：父母が婚姻（事実婚を含む）を解消した児童	⑥：父または母が裁判所からのDV防止法の規定による保護命令を受けた児童
②：父または母が死亡した児童	⑦：父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
③：父または母が重度の障がいの状態にある児童	⑧：母が婚姻によらないで懐胎した児童
④：父または母の生死が明らかでない児童	⑨：母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童
⑤：父または母が1年以上遺棄している児童	

※上記の条件に該当しても、手当を受給できない場合があります。

手当額は、請求者および同居する扶養義務者の所得額によって決定されます。

手当を受けるためには認定請求手続きが必要です。下記までお問い合わせください。

☆ 紹介 ☆

県が主催する障がいのある人に対する理解を進める「障害者週間のポスター」に応募のあった作品の中で、矢部小学校5年の草野こはるさんが優秀賞を受賞されました。詳細は右記二次元コードまたは下記URLから確認することができます。

URL: <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/39/251314.html>



問合 福祉課 72-1229

保健だより

通院の負担を医療MaaS(マース)利用で解消しませんか？

山都町では、移動診療車を活用し、かかりつけ医の診察をテレビ電話でつなぐことで、自宅周辺で診療を受けられるよう、町内3か所の医療機関や調剤薬局と連携しながら、医療MaaSを実施しています。

移動手段がない方やそのご家族の方に、とても好評です！

対象地区およびその周辺にお住まいで利用を希望される方は、かかりつけ医にご相談ください。

実施医療機関		野田医院、矢部広域病院、そよう病院
対象者		実施医療機関に通院中の方で医師が利用を認める方
対象地区	矢部	菅、下矢部西部、津留、目丸、御所など
	清和	木原谷、緑川、井無田など
	蘇陽	橘、下山、花上、東竹原など
費用その他		診察代、お薬代は通常通りです。 ※車両の運行費用はかかりません。



利用者の声



- ・看護師さんが側におられ、病院での診察と同じです。
- ・92歳です。家の近くで短時間で診察を受けられ、余った時間でお昼寝ができます。
- ・105歳の父親を毎回、病院まで連れていくのが大変なので、家の近くで受診でき、私が一番助かっています。

問合 健康ほけん課 ☎72-1295